

横浜市身体障害者奨学金支給規則（昭和 39 年 6 月横浜市規則第 81 号）新旧対照表

現 行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、教育の機会を均等に得させるため、この規則の定めるところにより、経済的理由のために高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校又は<u>各種学校</u>の修学が困難な身体障害者に対し、毎年度予算に定める範囲内で、学資（以下「奨学金」という。）を支給することにより、身体障害者の社会的自立を促進することを目的とする。</p> <p>(資格及び選考基準)</p> <p>第 2 条 この規則により、奨学金の支給を受けることができる学生又は生徒（以下「奨学生」という。）は、奨学生又はその保護者が横浜市内に引き続き 1 年以上居住する場合であって、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(第 1 号省略)</p> <p>(2) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に定める学校のうち次に掲げる学校（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等（国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する独立行政法人が設置</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、教育の機会を均等に得させるため、この規則の定めるところにより、経済的理由のために高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、<u>各種学校等</u>の修学が困難な身体障害者に対し、毎年度予算に定める範囲内で、学資（以下「奨学金」という。）を支給することにより、身体障害者の社会的自立を促進することを目的とする。</p> <p>(資格及び選考基準)</p> <p>第 2 条 この規則により、奨学金の支給を受けることができる学生又は生徒（以下「奨学生」という。）は、奨学生又はその保護者が横浜市内に引き続き 1 年以上居住する場合であって、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(第 1 号省略)</p> <p>(2) <u>次に掲げる学校等に在学し、学業の成績が良好であり、性行が正しく、かつ、学資の負担が困難と認められること。</u></p>

するもの（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条第3号に規定する特別支援学校の高等部のうち法第82条において準用する法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）

に限る。）を除く。）に在学し、学業の成績が良好であり、性行が正しく、かつ、学資の負担が困難と認められること。

ア 高等学校（法第58条に規定する専攻科及び別科を含む。以下同じ。）

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に定める学校のうち次に掲げる学校（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等（国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人が設置するもの（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条第3号に規定する特別支援学校の高等部のうち法第82条において準用する法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）に限る。）を除く。）

(ア) 高等学校（法第58条に規定する専攻科及び別科を含む。以下同じ。）

(イ) 中等教育学校（法第70条第1項において準用する法第58条に規定する専攻科及び別科を含み、後期課程に限る。以下同じ。）

(ウ) 特別支援学校（法第82条において準用する法第58条に規定する専攻科及び別科を含み、高等部に限る。以下同じ。）

イ 中等教育学校（法第70条第1項において準用する法第58条に規定する専攻科及び別科を含み、後期課程に限る。以下同じ。）

ウ 特別支援学校（法第82条において準用する法第58条に規定する専攻科及び別科を含み、高等部に限る。以下同じ。）

エ 大学（法第97条に規定する大学院及び法第108条に規定する短期大学を含む。以下同じ。）

オ 高等専門学校

カ 専修学校及び各種学校（いずれも卒業後主務大臣又は県知事が行う資格認定を得るために必要な知識及び技能を修得することを目的とした学科に限る。以下同じ。）

(エ) 大学（法第97条に規定する大学院及び法第108条第2項に規定する短期大学を含む。以下同じ。）

(オ) 高等専門学校

(カ) 専修学校及び各種学校（いずれも卒業後主務大臣又は県知事が行う資格認定を得るために必要な知識及び技能を修得することを目的とした学科に限る。以下同じ。）

イ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項に規定する養護教諭養成機関、同法別表第1備考第3号に規定する教員養成機関及び同法別表第2の2備考第2号に規定する教員養成機関（以下「教員養成機関」と総称する。）

ウ その他ア(カ)及びイに掲げる教育施設に類するものとして市長が認める教育施設（以下「その他の教育施設」という。）

(削除)

(削除)

(削除)

(奨学金の月額)

第3条 奨学生に支給する奨学金の額は次のとおりとする。

区 分		奨学金の月額
高等学校、中等教育学校又は高等専門学校の第3学年以下の学年に在学する者	国立及び公立の場合	7,000円以内
	私立の場合	10,000円以内
特別支援学校に在学する者		6,000円以内
大学又は高等専門学校の第4学年以上の学年に在学する者	国立及び公立の場合	18,000円以内
	私立の場合	21,000円以内
専修学校又は各種学校に在学する者 1 修業年限が2年以上であること。 2 課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること。	国立及び公立の場合	18,000円以内
	私立の場合	21,000円以内
上記以外の者		11,000円以内

(第2項及び第3項省略)

(奨学金の月額)

第3条 奨学生に支給する奨学金の額は次のとおりとする。

区 分		奨学金の月額
高等学校、中等教育学校又は高等専門学校の第3学年以下の学年に在学する者	国立及び公立の場合	7,000円以内
	私立の場合	10,000円以内
特別支援学校に在学する者		6,000円以内
大学又は高等専門学校の第4学年以上の学年に在学する者	国立及び公立の場合	18,000円以内
	私立の場合	21,000円以内
専修学校又は各種学校に在学する者 1 修業年限が2年以上であること。 2 課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること。	国立及び公立の場合	18,000円以内
	私立の場合	21,000円以内
上記以外の者		11,000円以内
教員養成機関に在学する者	国立及び公立の場合	18,000円以内
	私立の場合	21,000円以内
その他の教育施設に在学する者		市長が定める額

(第2項及び第3項省略)

(支給期間)

第4条 奨学金を支給する期間は、その学校における正規の修業年限（通信教育課程にあつては4年とする。）内であつて、毎年4月から翌年3月までとする。

(奨学生の志願)

第5条 奨学生を志願しようとする者（以下この条において「志願者」という。）は、次に掲げる事項を記載した奨学生の志願に係る書面を、学校長等（志願者が在学する第2条第2号に規定する学校の長及び大学の学部又は研究科の長をいう。以下同じ。）を經由して市長に提出しなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(3) 志願者の在学する学校名及び学年

(第4号及び第2項省略)

3 学校長等は、志願者から前2項に規定する書類が提出された場合は、当該志願者が第2条に規定する要件を具備するかどうかについて調査し、具備すると認めるときは、当該志願者について、次に掲げる事項を記載した志願者の推薦に係る調書を作成し、志願者の提出に係る書類とともに、これを市長に提出しなければならない。

(1) 志願者の氏名、在学する学校名及び学年

(第2号及び第3号省略)

4 学校長等は、志願者が第2条第2号に規定する学校に新たに入学し、又は転入した者である場合は、前項に規定する書類に、当該志願者の出身学校長等が作成した次に掲げる事項を記

(支給期間)

第4条 奨学金を支給する期間は、学校等（第2条第2号に掲げる学校等をいう。以下同じ。）における正規の修業年限（通信教育課程にあつては4年とする。）内であつて、毎年4月から翌年3月までとする。

(奨学生の志願)

第5条 奨学生を志願しようとする者（以下この条において「志願者」という。）は、次に掲げる事項を記載した奨学生の志願に係る書面を、学校長等（志願者が在学する学校等の長及び大学の学部又は研究科の長をいう。以下同じ。）を經由して市長に提出しなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(3) 志願者の在学する学校等の名称及び学年

(第4号及び第2項省略)

3 学校長等は、志願者から前2項に規定する書類が提出された場合は、当該志願者が第2条に規定する要件を具備するかどうかについて調査し、具備すると認めるときは、当該志願者について、次に掲げる事項を記載した志願者の推薦に係る調書を作成し、志願者の提出に係る書類とともに、これを市長に提出しなければならない。

(1) 志願者の氏名、在学する学校等の名称及び学年

(第2号及び第3号省略)

4 学校長等は、志願者が学校等に新たに入学し、又は転入した者である場合は、前項に規定する書類に、当該志願者の出身学校長等が作成した次に掲げる事項を記載した志願者の推薦に係

載した志願者の推薦に係る証明書を添付しなければならない。

- (1) 志願者の氏名及び出身学校名  
(第2号及び第3号省略)

る証明書を添付しなければならない。

- (1) 志願者の氏名及び出身学校等の名称  
(第2号及び第3号省略)